

令和5年度

沖縄県教育委員会・市町村教育委員会教育長 連絡会議

市町村立学校における
働き方改革の推進に向けて

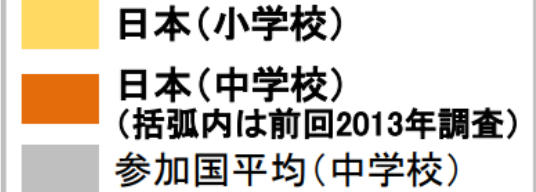
令和5年5月29日

教育庁島尻教育事務所

我が国の教員の現状と課題 - TALIS 2018結果より -

TALIS 2018

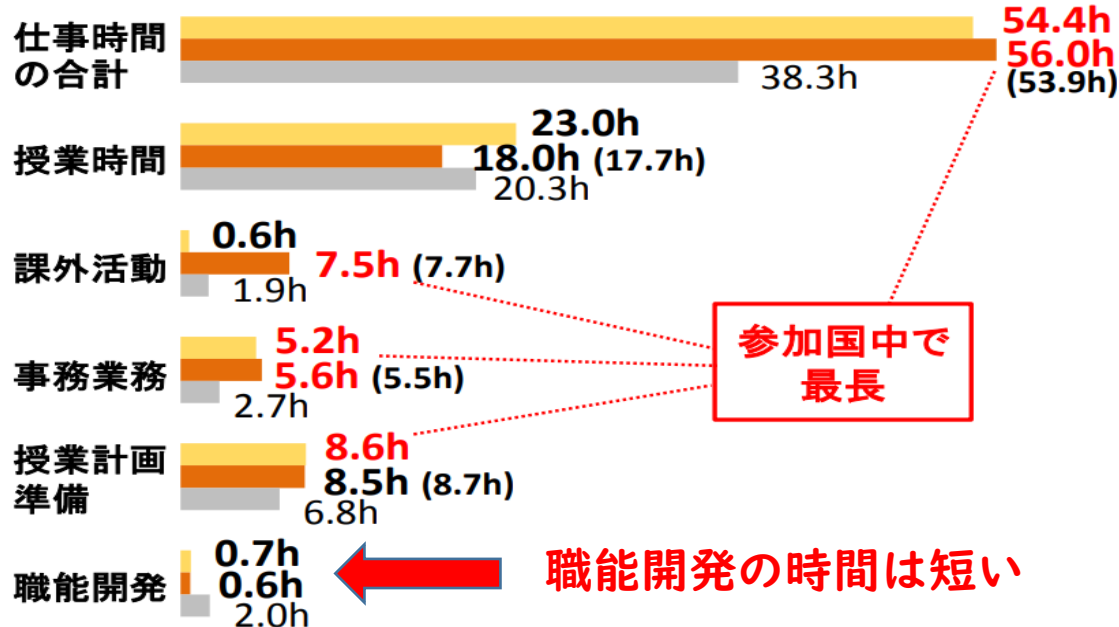
- ・OECD加盟国等48か国・地域が参加(初等教育は15か国・地域が参加)
- ・日本では2018年2月～3月に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問紙調査を実施



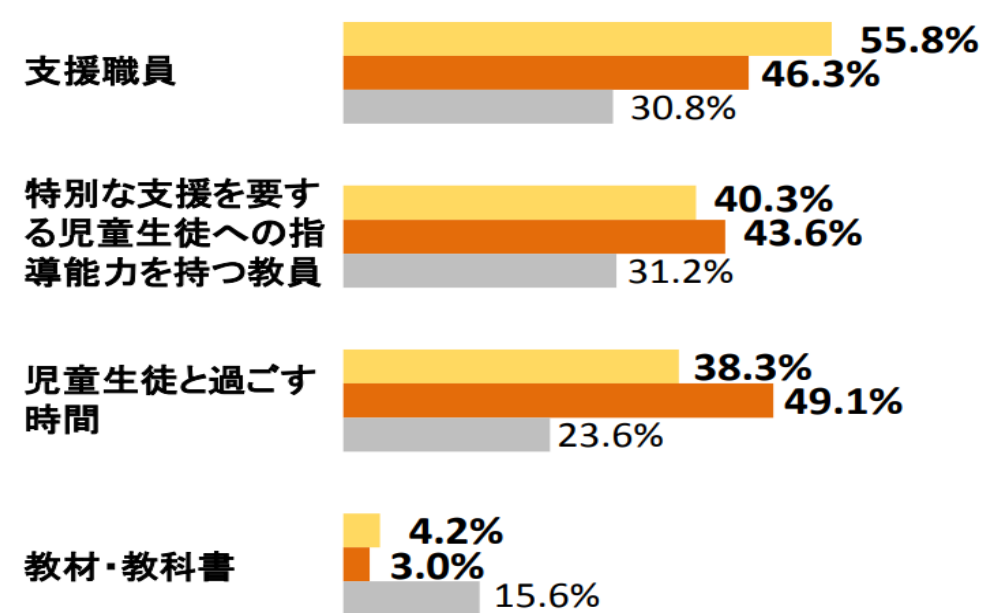
教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

- 日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長。
- 前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い。一方、日本の小中学校教員が職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短。
- 質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。

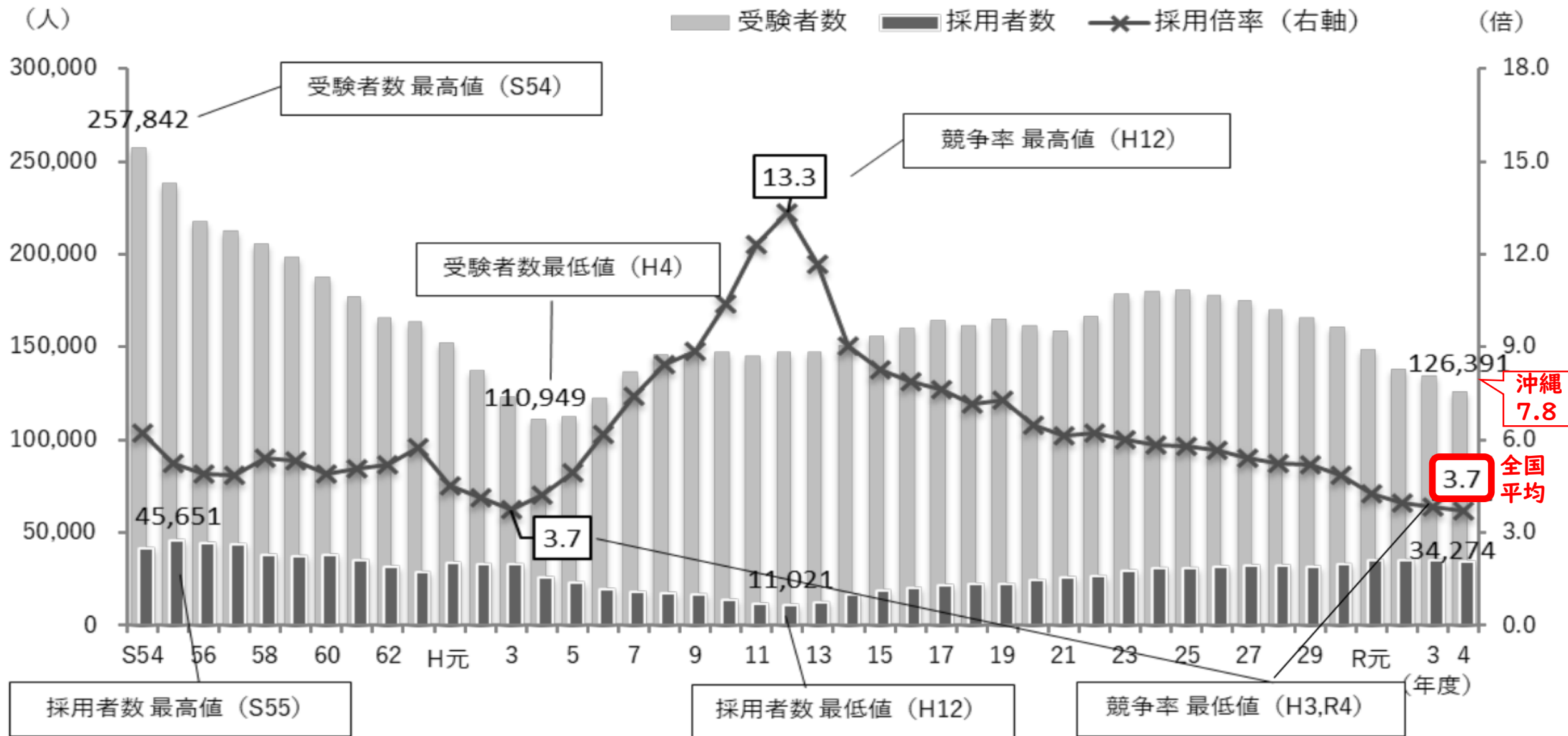
<教員の1週間あたりの仕事時間>



<学校における教育資源の不足感(校長)>

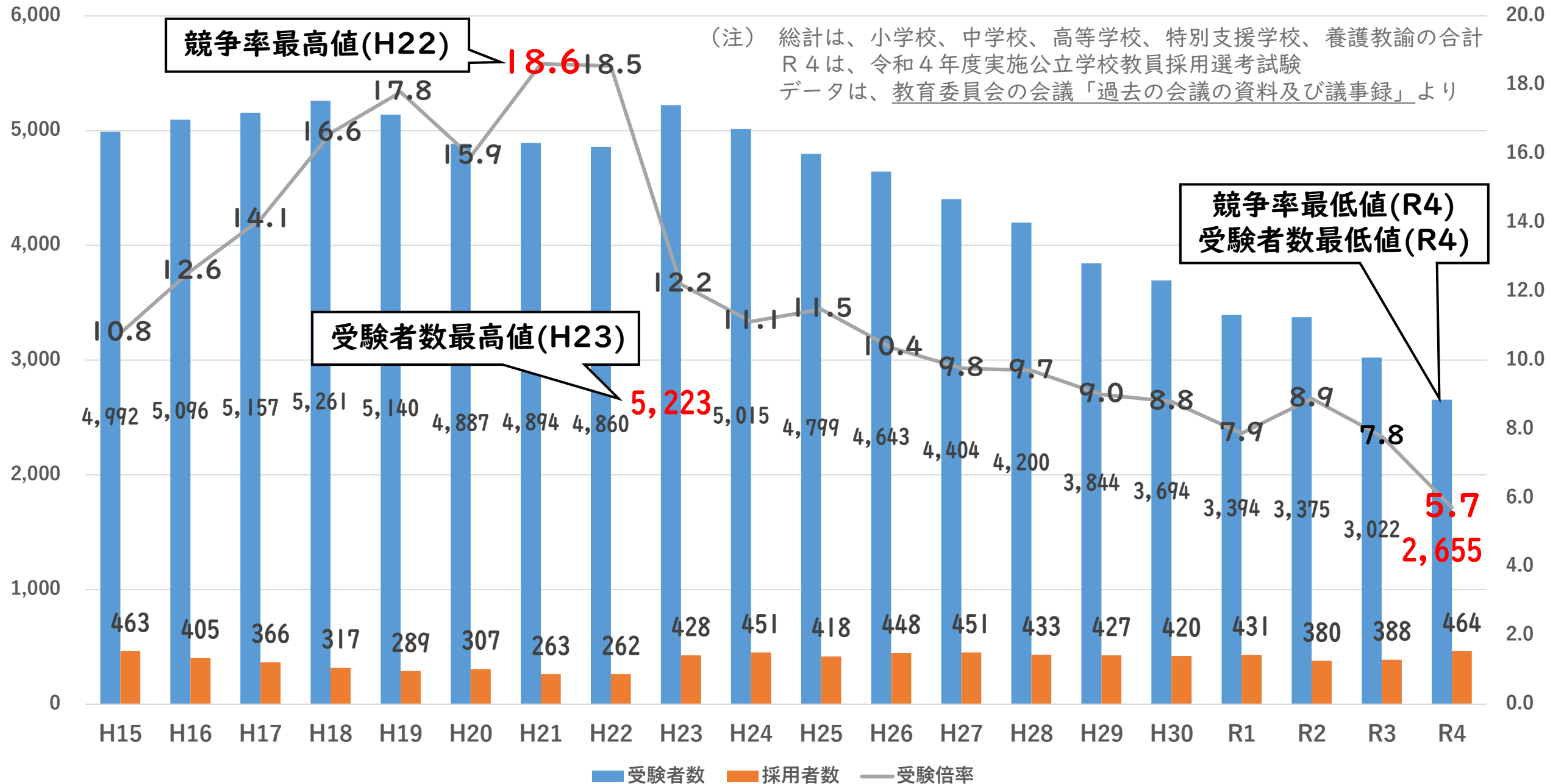


全国 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



(注)「総計」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計、R4は、令和3年度実施公立学校教員採用選考試験

沖縄県 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



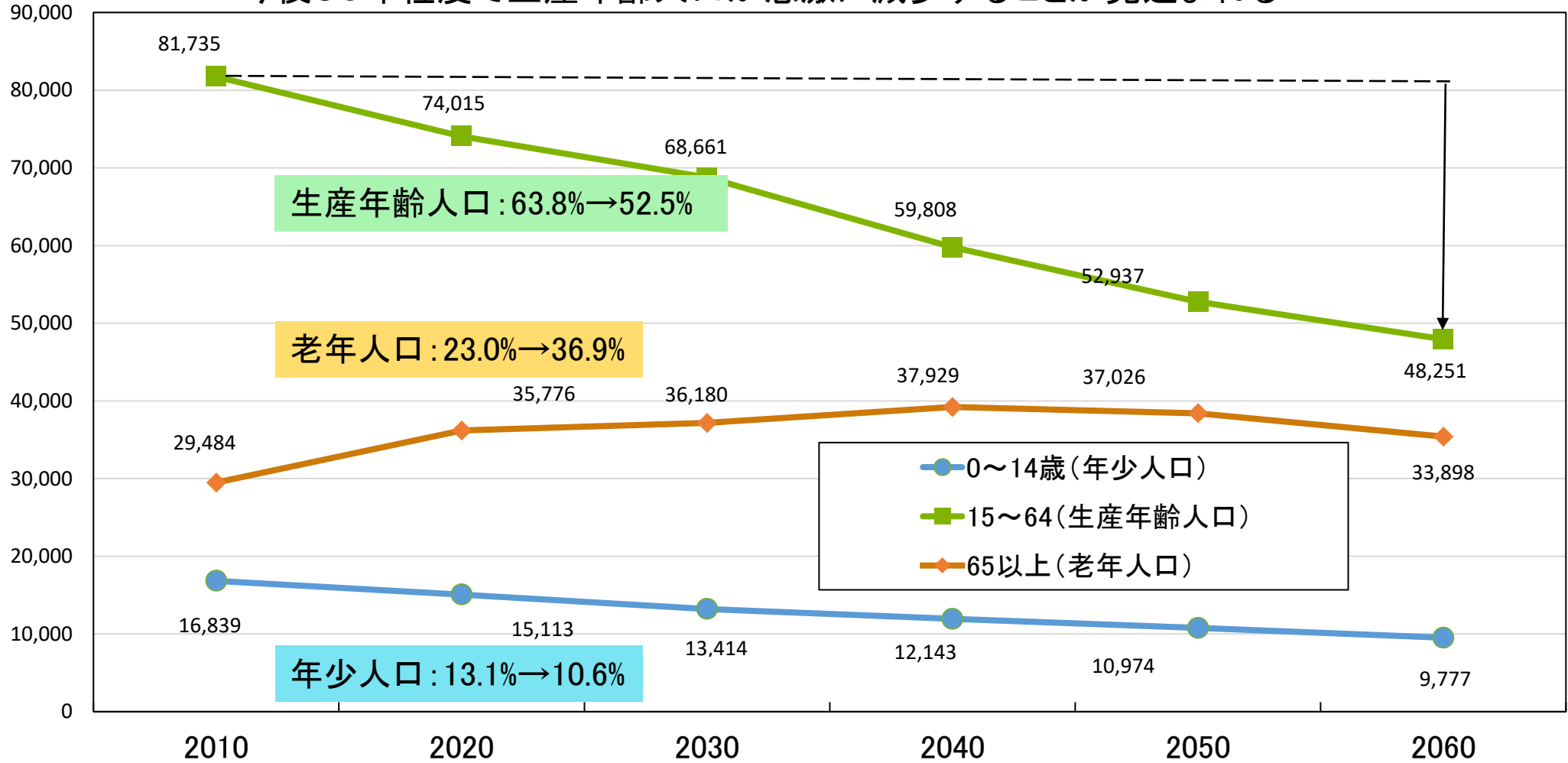
沖縄県 令和4年度実施教員採用選考試験 競争率（採用倍率）

小学校	3.2
中学校	6.7
高等学校	12.1
特別支援学校	6.7
養護教諭	10.5
総計	5.7

生産年齢人口の急激な減少

今後50年程度で生産年齢人口が急激に減少することが見込まれる

人口(千人)



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。

(資料)「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

128,058千人

124,905千人
△3,153千人
2.5%減

118,255千人
△9,803千人
7.7%減

109,881千人
△18,177千人
14.2%減

100,938千人
△27,120千人
21.2%減

91,926千人
△36,132千人
28.2%減

全国的に深刻な教員不足

教員だけではない深刻な人材不足

内閣府「就労等に関する若者の意識調査」

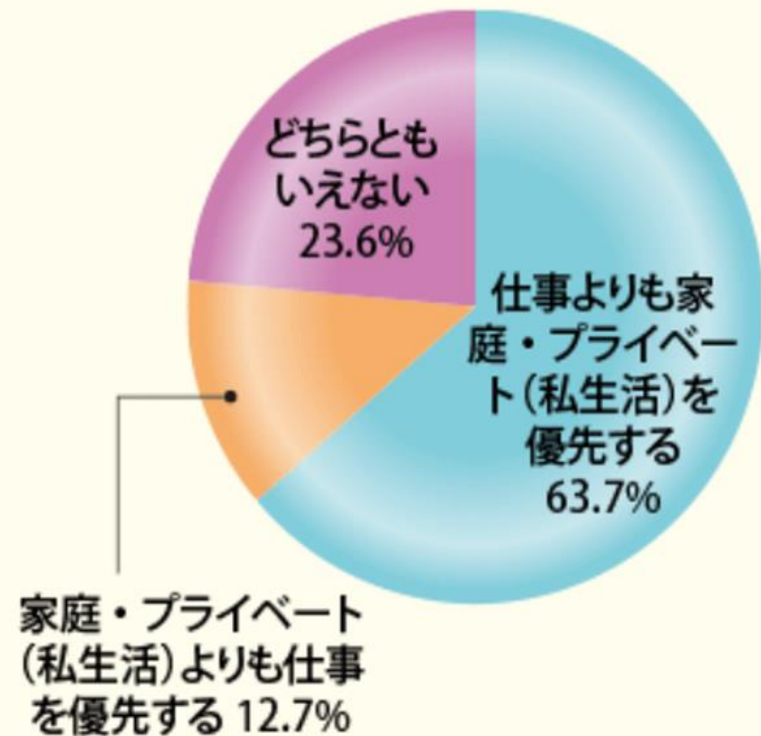
平成29年度調査:全国の16歳から29歳までの男女(有効回答数10,000)を対象に、平成29(2017)年10月27日から同年11月13日までの間に実施したインターネット調査

就労等に関する若者の意識

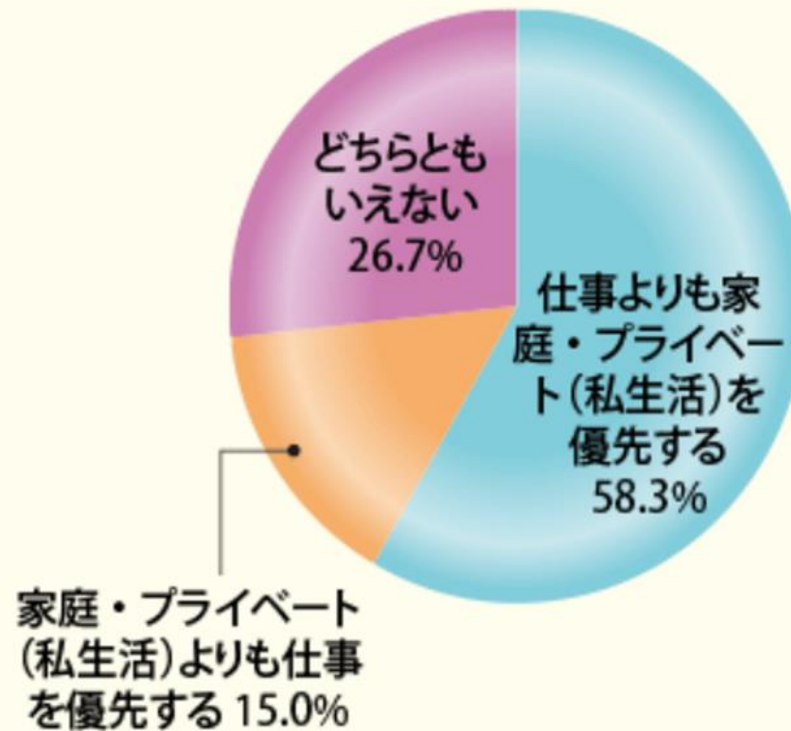
仕事と家庭・プライベート(私生活)とのバランス

平成29年度調査

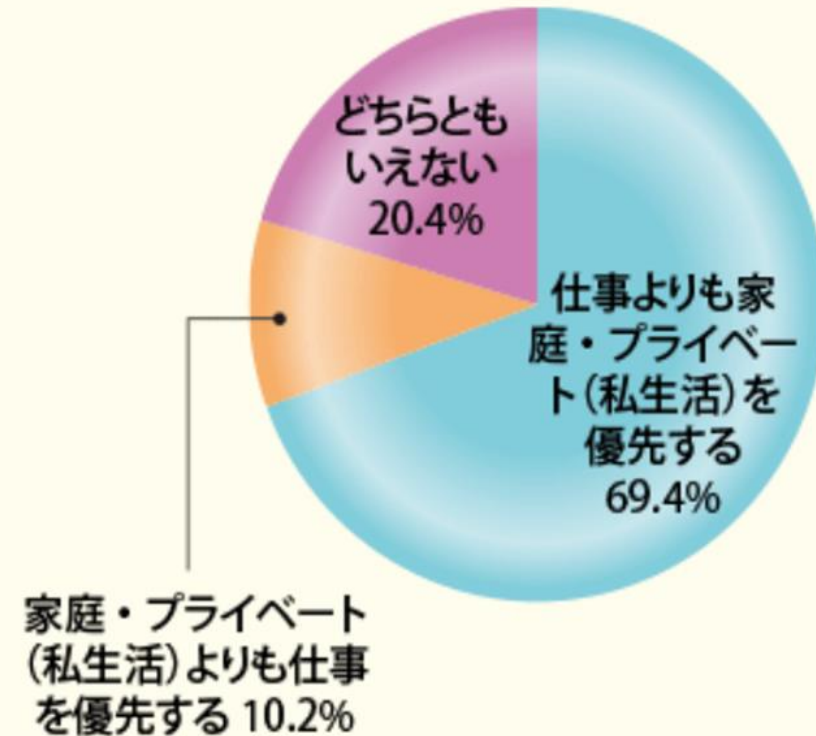
全体 (n=10000)



男性 (n=5104)



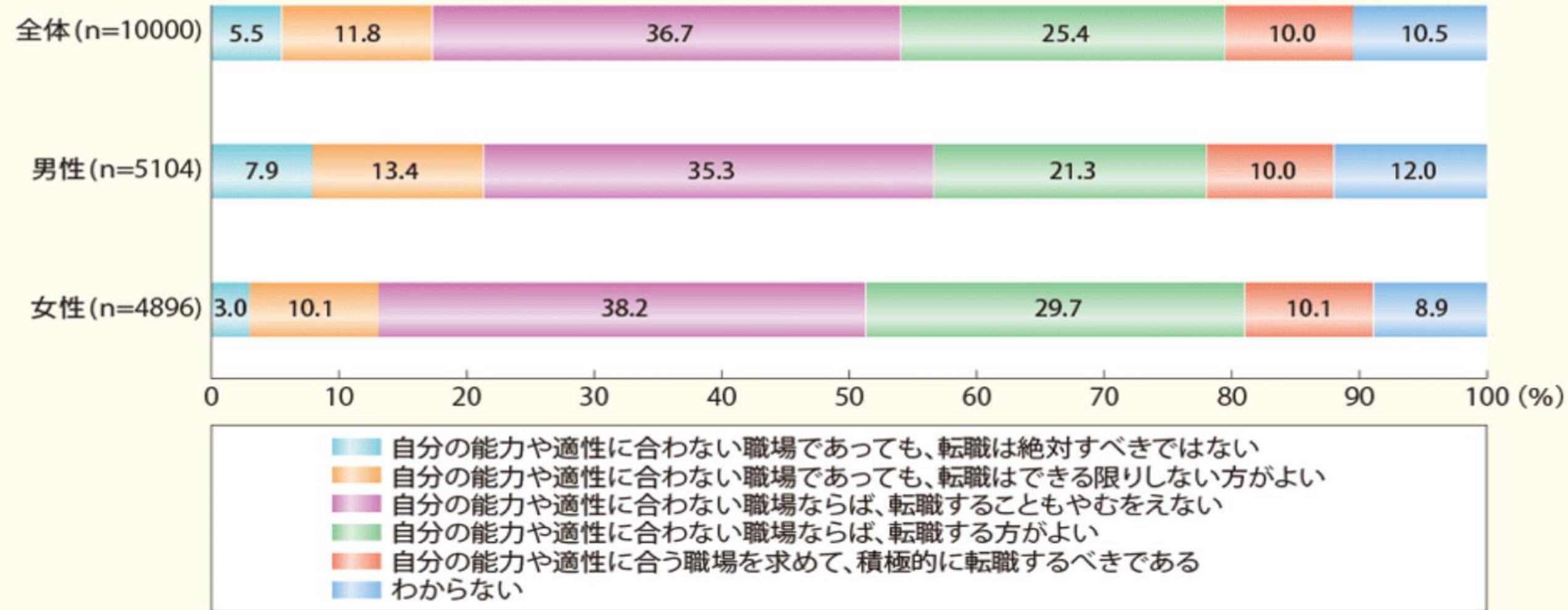
女性 (n=4896)



(注) 平成29年度調査:「あなたは、仕事と家庭・プライベート(私生活)のどちらを大切にしたいですか。」との問いに対する回答。
平成23年度調査:「あなたは、仕事と家庭のどちらを大切にしたいですか。また、その関係についてどう考えていますか。」との問いに対する回答。

就労等に関する若者の意識

転職に対する意識



(注)「転職については、様々な考え方があります。あなたの考えに最も近いものを選んでください。」との問いに対する回答。

働き方改革の推進〈これまでのおもな動き〉

平成28(2016)年 教員勤務実態調査の実施

小学校教員8,951名、中学校教員10,687名の大規模調査10月～11月のうち、連続する7日間について30分ごとに業務内容を回答

平成29(2017)年4月 教員勤務実態調査の速報値の公表

平成29(2017)年6月 中央教育審議会（中教審）へ文部科学大臣からの諮問

平成29(2017)年8月 中教審より国・教育委員会等へ緊急提言

12月 中間まとめ

平成30(2018)年2月 文科省より各教育委員会へ

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」

平成30(2018)年3月 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30(2018)年12月 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

働き方改革の推進〈これまでのおもな動き〉

平成31(2019)年1月 中教審

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」答申

平成31(2019)年1月 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」

令和2(2020)年7月 文科省

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」

「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」

令和4(2022)年12月 スポーツ庁・文化庁

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和5(2023)年2月 文科省

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(通知)(令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知)」の補足事項について(通知)」

令和5(2023)年3月 文科省

「全国の学校における働き方改革事例集:令和5年3月改訂版」

学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）

平成30年2月9日 29文科初第1437号

1. 学校における業務改善について

(1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために**教育委員会**が取り組むべき方策について

- ① 業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
- ② 事務職員の校務運営への参画の推進
- ③ 専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
- ④ 学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
- ⑤ 業務の管理・調整を図る体制の構築
- ⑥ 関係機関との連携・協力体制の構築
- ⑦ 学校・家庭・地域の連携の促進
- ⑧ 統合型校務支援システム等のICTの活用推進
- ⑨ 研修の適正化
- ⑩ 各種研究事業等の適正化
- ⑪ 教育委員会事務局の体制整備
- ⑫ 授業時数の設定等における配慮
- ⑬ 各学校における業務改善の取組の促進

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】

平成31年1月25日中央教育審議会

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>（※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。）</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>（部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。）</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】

平成31年1月25日中央教育審議会

○業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校における働き方改革の趣旨等</u>をわかりやすくまとめた明確で力強い<u>メッセージの発出</u> ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、<u>社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすこと</u>を徹底 ・ 業務改善状況調査を見直し、<u>在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</u> ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には<u>スクラップ・アンド・ビルドの原則</u>を徹底 ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための<u>条件整備</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進</u>等の取組を学校や地域の実情に応じて推進 ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、<u>他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減</u> ・ <u>学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員間で<u>削減する業務を洗い出す</u>機会を設定 ・ <u>校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で</u>学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき<u>業務を大胆に削減</u> <p>(例) 夏休み期間の<u>プール指導</u>、勝利至上主義の<u>早朝練習の指導</u>、内発的な研究意欲がない<u>形式的な研究指定校</u>としての業務、運動会等の<u>過剰な準備</u></p> <p style="text-align: right;">等</p>

教育委員会・学校の教職員の皆様へ

～学校における働き方改革の実現に向けて～

平成31年3月18日 文部科学大臣 メッセージより

今の教師の働き方の深刻な状況について、その厳しさを一番実感しておられるのは皆様だと思います。**“子供のため”を合い言葉に、志ある教師の皆様が、その使命感から様々な社会の要請に献身的に応え、これまでの学校教育を支えてきましたが、長時間勤務の中で疲弊し、時に過労死に至る痛ましい事態が生じている今、一刻も早く働き方を変えなくてはなりません。**

<教育委員会の皆様>

学校が子供と向き合う業務に集中するためには、家庭地域の理解・協力を得ながら、業務の役割分担・適正化を図ることが必要です。他方、学校から地域や家庭に対し、「これは学校の仕事ではない」とは言いづらいものです。教育委員会が学校と関係機関、家庭や地域との連携の起点・つなぎ役として前面に立って、学校運営協議会制度や地域学校協働本部等の体制整備も含め、負担軽減につながる取組をお願いします。

令和5年1月29日 琉球新報

人材難 確保に苦心 配置ゼロの自治体も

学校産業医全国最下位

法令順守の意識薄く
教員不足に拍車

県教委は19年に教育長名で、市町村長と教育委員会に対し、労働安全体制の整備について通知したと説明。**選任義務は市町村教委にある**とし、「法令違反」状態の解消を求める。

それに対し、**市町村教委からは**、県に「旗振り役」を期待する声も。南部地域の担当者は、匿名を条件に本音を漏らした。「どの市町村も産業医の確保に苦勞している。**教員は県職員。県の教育長が医師会トップに要請するぐら**いはすぐできる。

県と市町村が責任をなすりつけ合っているのは、悪循環だ」

教員の残業実態 18教委把握せず 労務管理に支障も

全国的に教員の労働条件改善が課題となる中、本来各市町村教育委員会が教員の労働状況を監督すべき立場にあるにもかかわらず、超過勤務時間を把握していない市町村教委が少なくとも18に上ることが20日、琉球新報の調べで分かった。

回答が得られた17市町村教委が「各学校に任せている」「退勤時間を記録する仕組みがない」などとして超過勤務実態を把握していないと答えた。

1村教委は「県の職員なので村は回答できない」と答えた。

公立小中学校の教員は県職員だが、地方教育行政法で市町村教委が服務を監督するとされている。 実態を把握できていない状況では労働環境の改善策を検討する際にも支障が出ると考えられる。

**市町村立学校の教職員に対しての
県教育委員会と市町村教育員会の責任・役割は？**

**県と市町村が各々の責任と役割を受け止めて
取り組むことで働き方改革は前進する！**

市町村立学校の教職員の身分について

学校教育法

(義務教育諸学校の設置者)

第38条 市町村は、その区域内にある**学齢児童を就学させる**に必要な**小学校を設置しなければならない**。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び**第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する**。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

市町村立学校職員給与負担法

第1条 市(特別区を含む。) 町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校
の校長(中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。)、副校長、教頭、主幹教諭、
指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師(常勤の者及び地方公務

員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。))及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。)(以下「給料その他の給与」という。))並びに定時制通信教育手当(中等教育学校の校長に係るものとする。))並びに講師(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。))第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)

の報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末
手当(次条において「報酬等」という。)は、都道府県の負担とする。